

函館市小児慢性特定疾病対策地域協議会設置要綱

(目的)

第1条 小児慢性特定疾病児童等（以下、「小慢児童等」という。）が成人期に自立することができるよう、地域の支援体制を確立し、小慢児童等の健全育成を図るとともに、小慢児童等及びその家族が慢性疾患を抱えていても、安心して暮らせる地域社会の実現を図ることを目的として、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第19条の23第1項に基づき函館市小児慢性特定疾病対策地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、函館市とする。

(業務内容)

第3条 この協議会は、第1条の目的を達成するために、次の業務を行う。

- (1) 小慢児童等とその家族の現状と課題の把握
- (2) 小慢児童等に対する函館市における支援策・支援機関に関する情報の収集および共有
- (3) 小慢児童等のニーズに応じた支援内容の検討
- (4) 小慢児童等とその家族への効果的な周知および地域における慢性疾患に対する理解促進のあり方に係る協議
- (5) その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること

(組織)

第4条 この協議会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が指定する。

- (1) 医療機関、保健・福祉機関、教育機関、就労支援機関、事業者等関係機関の職員
- (2) 患者・家族の会の代表
- (3) 小慢児童等自立支援員（法第19条の22に基づき「小児慢性特定疾病児童等自立支援事業」を行う者）

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長および副会長)

第6条 協議会に会長1人および副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、会長が指名する委員をもって充てる。

- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、協議会の会議の議長となる。
- 3 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見等を聴くことができる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者等との懇談会を行うことができる

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、子ども未来部母子保健課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年10月1日から施行する。
- 2 施行日に市長が指定する委員の任期は、令和7年3月31日までとする。
- 3 第7条の規定にかかわらず、この要綱に基づき最初に開催される協議会は、市長が招集する。